

<研究ノート>

## ルベツキイによる対 AACR2 批判

古川 肇

### はじめに

小文を次のような執筆の動機を記すことから始めるのは、残念だが避けるわけにはゆかない。筆者は、AACR1<sup>1</sup>の完成を主導したルベツキイ (Lubetzky, Seymour, 1898-2003) の、AACR2<sup>2</sup>に対する評価に関して、長い期間にわたり大きな思い違いをし続けて来たことに、近年漸く気付いた。実際には彼はある論文 (セミナーでのペーパー) で AACR2 を極めて厳しく批判していたにもかかわらず、筆者はそれを読むことなく、逆に概ね肯定的だろうと思いついてしまったのである。原因は自分で分かっている次の通りである。

かつて AACR1 成立後と AACR2 成立後の双方に、セミナーが各々一つ開催されその記録がともに単行本化された<sup>3</sup>。これらのうち、前者は学習的な内容で規則を所与のものを受け止めるワークショップであった一方、後者は対照的な研究的・批判的内容へ変化した。ところが筆者はこれもワークショップと早合点して、そこへ提出されたルベツキイの上記の論文を肯定的・解説的内容と思いついてしまったのである。短慮にして浅慮の極みであり実に慚愧に堪えない。ここに改めて当該論文 (以下「当論」と略) の読解を試みることにより、遅ればせながらルベツキイの標目論の究明に努めたく、これは AACR2 の歴史的意義の明確化にもつながると思われる。

当論のタイトルは以下の通りである (当論原文のページ付は注でなく本文内に示す)。

“The Fundamentals of Bibliographic Cataloging and AACR2.” *The Making of a Code: The Issues Underlying AACR 2*, ed. by Doris Hargrett Clack. 1980. pp.16-25.

彼が選んだ AACR2 批判の論点 (issue) は主に 3 点であり少ないとも見えるが、どれも目録法上の重要なテーマである。しかも今日の RDA における、著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形のあり方 (結合形・単独形間の選択など) に直結している。以下、当論をこの 3 点を本体としその前後の部分と併せて 5 部分に分けて、彼の論述を追う。

なお彼は当論に先立ち AACR2 成立以前に、後にその中核を構成することになる ISBD を批判しているが<sup>4</sup>、それに触れるのは別の機会とする。

---

<sup>1</sup> *Anglo-American Cataloging Rules. North American Edition.* (1968) の略。

<sup>2</sup> *Anglo-American Cataloging Rules. Second edition.* (1978.) の略。

<sup>3</sup> *New Rules for an Old Game: Proceedings of a Workshop ...* 1967. 175p.; *The Making of a Code: The Issues Underlying AACR2.* 1980. vii, 256p.

<sup>4</sup> Lubetzky, Seymour. “The Traditional Ideals of Cataloging and the New Revision,” *The Nature and Future of the Catalog: Proceedings ... 1975 and 1977 Institutes on the Catalog.* 1979. pp.153-161.

## 1. 導入部分

AACR2の序文には、「この第2版は〔初版〕に取って代わるものではなく、それを引き継ぐものである。(中略) これは今でも『英米目録規則』であり、初版と同一の原則と基本目標を有し、〔それ〕を作り出した人々の業績に確かな基礎を置いている(後略)<sup>5</sup>。」と記されている。

ところが、ルベツキイにとってこの一節は誤謬あるいは欺瞞であった。彼は次のように反駁する。

もしそうであったならば、即ちもしAACR2が本当にAACR1の目的と原則に基づき続けたならば(中略)、その結果は今ままで最善の目録規則であったかも知れない。(Had that been the case—that is, had AACR2 really continued to be based on the objectives and principles of AACR1 [...] —the result might well have been the best code of cataloging as yet.) (pp.16-17)

日本流に言えば「言行不一致」とか「面従腹背」とかいうことだろうか。以下、当論でルベツキイは、AACR2は表向き継承を謳いながら、彼自らが主導したAACR1まで存続した英米目録法の伝統を断絶させた、として批判を展開するのである。

## 2. 基本記入

### 2.1 ルベツキイにおける目録のモデル

ルベツキイは、パニッツィが編集した大英博物館図書館の蔵書目録<sup>6</sup>を生涯にわたって目録の理想像と評価し続け、変わるところがなかった。

彼はこの目録の構造を当論で次のように要約する。

その方法は〔カタログガーに〕以下のことを要求した。ある出版物をその著作の著者の名前の下に記入すること、著者を目録において一つの特定的な名前で表現すること、その名前で著作の全ての版と翻訳を原書名の下にともに「排列する」こと、そしてこれらに明確で簡潔な記述が伴うこと。(p.18)

パニッツィの蔵書目録を理想的と評価し続け得たことは、ルベツキイにとって幸運を意味するとともに、彼の言説が英米の目録法の伝統に根ざしていることをも証明している。パ

---

<sup>5</sup> 『英米目録規則第2版 日本語版』1982. p.ix.

<sup>6</sup> *Catalogue of Printed Books in the British Museum. Volume 1.* 1841. ix,457,[1] p.

ニッツィにとって、各図書は別々に分離した実体ではなく、特定著者による特定著作の一つの版や翻訳なのであり、目録中にそれらの記録を統合して排列すれば、特定図書を探す利用者は、それを相互に内的関連を有する図書群のなかに位置付けられた状態で発見できる。この目的を達成するため、目録は基本記入と参照のみから構成される。彼はルベツキイの言葉を借りれば、「目録は（中略）ある図書がその下に探される名前と書名のリストを作成する単純なものであるべきだ (p.17).」とする、いわば目録簡略論者との論争に打ち勝って上記の蔵書目録を完成させたのである<sup>7</sup>。

## 2.2 AACR2 の構造

伝統的な目録の原型の構造をこのように把握するルベツキイの眼に、標目部門と記述部門とを入れ替えるなどした AACR2 の構造は、次のように映った。

これは、次のような人々に支持されるアプローチであると容易に認識されるだろう。彼らは、目録作業の上述の伝統的な目的を無視し、ある図書を特定著作の一つの版として表現するためにデザインされた伝統的な「基本」記入の使用を放棄し、それを、複数の「アクセス・ポイント」が伴い、当該図書をそれとして (the book as such) [のみ] 表現するための「書名単位記入 (“title unit entry”）」によって、置き換える人々である。(p.18)

彼は言を重ねて、このアプローチはパニッツィの反対者のその変形 (variant) であると述べ、AACR2 は目録法の観念における先祖返り (ideological atavism) を印したことになるだろうと述べる。そして次のように AACR2 の特異性を集約する。

以前の英米の規則では、基本記入はまた (also)、その上にあらゆる他の記入が基礎を置く基本的記入または単位記入 (basic or unit entry) でもあった。したがってある出版物は全ての記入において特定著作の一つの版として現われた。だが AACR2 ではそうではなく、「副出記入は書誌記述に対してアクセス手段を提供する。」(21.29A)、即ち出版物が個々の書誌の実体として表現され、特定著作の版として表現されない。(p.18)

## 2.3 私見

AACR2 は、「多くの図書館が基本記入とその他の記入を区別していない」(条項 0.5) 現実に対処するため、たとえ「妥協」(第 5 節を参照) の産物であるにせよ、その種の館でも基本記入制を維持する館でも使用できる目録規則の実現を目指したと見られる。

その結果は、ルベツキイの批判にもかかわらず、基本記入を作成するのに不備が生じた

---

<sup>7</sup> この間の経緯については次を参照。古川肇「ルベツキイの最終論文を読むールベツキイから見たパニッツィー」『メタデータ評論』1, 2021.5. pp.1-15. [techser.info/wp-content/uploads/2021/04/45b4b1b3f00d38fdbd98bef0420e1676.pdf](https://techser.info/wp-content/uploads/2021/04/45b4b1b3f00d38fdbd98bef0420e1676.pdf) (accessed: 2025/03/15)

は思えないのである。「等価標目記入 (alternative heading entry)」は規則中に「具体化されなかった」(0.5) し (ルベツキイのいう “title unit entry” とは、これを彼流に言い換えたものと見られる)、21.29A の「副出記入は」で始まる一文が、「特定著作の版として表現されない」ことを意味するとは筆者には考えられない。さらに AACR2 は基本記入が必須な場合を次のように特記までしているのである (我国では第2項が忘れられがちである)。「a) 単一記入のリストを作成する b) 一著作について一つだけ引用 (citation) を作成する (関連著作の標目やいくつかの件名標目に必要なものとして)。」(0.5)

むしろ基本・非基本の区別をしない図書館の使用に堪えるか否かを問う意見があることに注目したい。著者たち自らによる要旨の一部を縮約して引用すると、次のようである。

「[AACR2] 第21章中で基本記入に触れた表現を同章から削除した結果を調べると、3種類の問題となる条文が生じる。最初に、処理し難くなったり無意味になったりしてしまう条文がある。二番目に、変換によってあまりに複雑になる条文がある。三番目に、運用が困難になる条文がある<sup>8</sup>。」これ以上は原文に就かれない。

なお、ルベツキイにとって基本記入は自立しているだけでなく他の記入の基盤でもあるべき、ということが、よほど譲れない一線と思われるが、その点を我国で古く「分類が究極にまで到達せぬ先に、著者によって類集することは、分類目録の分類意識を二元化し混濁するものである<sup>9</sup>」と指摘した論考がある。これもこれ以上は原文に譲る。

### 3. 団体著者

#### 3.1 ルベツキイにおける著者 (性)

第二の論点である団体著者に焦点を合わせるのに先立ち、小文の論旨からはやや回り道となるが、以後、小文を書き進める前提となる作業として、ルベツキイの著者 (性) 全般に関する見解を確かめておく必要がある。彼独自の内容だからであり、また我国で余り注目されていないからでもある。見解の骨子は次のようである。著者と見なすべき存在は、著作を創造した個人ではなく、その名前の下に著作が出版された者である。ただし誤謬または故意の (fictitious) 場合を除く。以下、時系列で彼の主張を辿ってみる。

##### a. CCR

この見解の最初で最も顕著な表現は、彼の AACR1 へ向けての個人草案 (1960 年刊<sup>10</sup>)。

---

<sup>8</sup> Baughman, Betty; Svenonius, Elaine 著 岩下康夫, 遠山潤訳「AACR2 は基本記入を脱け出せるか」『整理技術研究』24, 1987.10. p.31. 原文: “AACR2: Main Entry Free?” *Cataloging & Classification Quarterly*. 5(1). Fall 1984. pp.1-15. 訳文の一部を変更。

<sup>9</sup> 落合重信『書名記入論』1970. p.22. 初出: 「書名主記入論—當今日録法思潮に對する疑義—」『図書館論叢』1. 1942. pp.45-97.

<sup>10</sup> Lubetzky, Seymour. *Code of Cataloging Rules: Author and Title Entry: An Unfinished Draft*. 1960. 86p.

以下、タイトルに基づき「CCR」と略。)においてである。基本原則を記した第1条直後の早くも第2条に、“**avowed authorship**”と題する規定を配置している。目録規則の歴史でおそらくここ以外に現われない **avow** という語は、手元の英和辞典によれば「公言する、明言する」などの意味である。

本条の基幹部分の趣旨は次のようである。1個人が別の個人のために作成しながら、その別人の名前で提示された (**presented**) 著作は、それに対して責任があると明記された (**avowed**) 個人 (即ち別人) の下に記入する。(第2条 a)

これを受けた AACR1 の本文では、さすがに第2条ではないが選択に関連する規定の一種として第16条(「ライターか名目的な著者か」)の位置にまで退いて規定している。

#### b. 国際目録原則会議

彼はこの会議(1961年)で次のように自説を開陳した(議事録要旨から)。簡潔で要を得た発言である。文中の「その著作の内容」とは会議主催者側が準備した原案中の字句である。

Lubetzky (中略) は、団体著者性の著作と個人著者性の著作との間に処理の区別を認めない。個人著者も団体著者と同じく彼の著作との著者としての関連性を決定することは常に可能なわけではない。どちらの場合も標題紙が案内役でなければならない。しかし「その著作の内容」は分かり難く曖昧であり、「出版物により表現された著作」と置き換えるべき、と提言した<sup>11</sup>。

#### c. 1969年の著作

彼が教授職から引退した1969年に刊行し彼の記述目録法理論の集大成と見なしてよい、*Principles of Cataloging: Final Report. Phase 1: Descriptive Cataloging* と題する著作において、彼は次のように説いた。

[...] おそらく正式に著作に対する責任を引き受けるのは (**who presumably formally assumed responsibility**)、一般には著者即ち「主として責任を有する」者と見なされるところの、「**図書**の執筆者」 (“**the writer of a book**”) 即ち著作の創作者 (**creator**) ではなく、著作に彼の名前と職権 (**authority**) を貸した (**lent**) 者 — 当該図書の執筆者、即ち当該著作の創作者 [である] と表示された (**represented**) 者である、ということが、認識されなければならない (**must be recognized**) <sup>12</sup>。

---

<sup>11</sup> 古川肇「パリ原則への討議 — 森耕一「目録原則に関する討議」続編— 上」『メタデータ評論』6.

2021.5. p.31. c025f04c4038072b9d1d2fa4515c602c.pdf (accessed: 2025/03/15) 原文: International Conference on Cataloguing Principles. *Report*. 1963. p.47.

<sup>12</sup> *Principles of Cataloging*. p.281. ページ付けは次のルベツキイ著作集による。

Lubetzky, Seymour. *Seymour Lubetzky: Writings on the Classical Art of Cataloging*,

その上でルベツキイは、自らが主導した AACR1 の、“author” の定義の冒頭を次のように個人的に変更した。

著作の知的または芸術的内容の創造に主として責任を有する個人または団体 (The person or corporate body chiefly responsible for the creation of the intellectual or artistic content of the work) <sup>13</sup>

↓

著作に対して主として責任を有すると表現された個人または団体 (The person or corporate body *represented* as chiefly responsible for the work) <sup>14</sup>

以上、彼の言説を辿ってみた。彼による同類の主張が登場する文献はまだあるかも知れないが、上記だけでも一つの主張が一貫していて、その内容を知るのに十分と思う。要するに、彼は責任表示の表現を基本記入標目の決定の根拠とし、名義上の著者を積極的に容認する立場であることを、ここで確認しておきたい。著作行為に関して、ゴーストライター対名義上の (nominal) 著者という構図は少しも珍しくなく、おそらく殆どの目録規則がこれに対処する条文を用意していると思われるが、ルベツキイはこの類型に関する規定の意義の大きさに着目し続けたのである。

さて、次節 (3.2) では一転して団体著者を否定した AACR2 制定中の経過を述べた後、次々節 (3.3) でルベツキイへ戻り彼の AACR2 批判について記すこととする。

### 3.2 ゴーマンの対 AACR1 批判から AACR2 へ

AACR1 刊行後、間を置かずゴーマン (Gorman, Michael, 1941-) が批判を企て、そのなかで団体著者を扱う第 17 条が対象とされた。次に批判の内容とその後の経過を辿る。先へ進むのに先立ち、同条のうち団体に著者性を認める部分を抽出して下に掲示する。

#### 17. 団体著者か個人著者か

##### A. 団体に著者性のある著作

- ①その性質から、必然的に団体の集団的思想や活動を表現している著作は、団体の下に記入 [する。] (中略) ②このような著作には、団体に属する職員かその他の従業員によって作成された、団体の方針、運営もしくは管理に関する正式記録や報告、声明、研究等の通報がある。③ただし、職員や従業員によって作成された単行の報告書であって、学術的な調査や科学的研究の結果を収録したものは除外する。(中略) ④特定の問題に関与した

---

comp. and ed. by Elaine Svenonius, Dorothy McGarry. 2001. xxiii,443p.

<sup>13</sup> 『英米目録規則 北米版』1968. p.351. 訳文を一部変更。

<sup>14</sup> 前掲注 12. p.282.

顧問（中略）により作成されたすべての報告書や研究も除外する。

2. ⑤公式な歴史以外にも団体を記述した著作、団体の機能、諸手続き、施設、資源等を記述した著作とか、在庫目録（中略）、目録、職員録、人名簿等は、その団体の下に記入する。

（後略）<sup>15</sup>

(1) ゴーマンによる第17条の批判<sup>16</sup>

ゴーマンは、団体著者性について「どのような場合に団体を著者であると見なし得るのか？」との問いを立て、それに対応する AACR1 中の第17条（上掲を参照）を AACR1 の「最も主要な失敗の一つと思われる」と評して詳細な批判を展開した。批判は二分でき、一つは同条が規則全体に占める位置に対してで、他は同条の内容に対してである。

1) 団体著者に関する条文の位置に関する批判は以下のとおり。団体か個人かの葛藤が生じるケースで初めて団体著者を扱うのは、疑問の余地なく団体が著者である著作が存在することを前提としている。だがこれは過度の単純化（oversimplification）である。なぜなら団体と出版物との関係は、個人とそれとの関係より遙かに多様であり、標題紙において、団体名が“by”のみによって先導されていたり著者として表示されていたりすることは滅多にないからである。

2) AACR1 第17条への批判の概要は以下のとおり。①の箇所は団体著者の著作の定義に関する唯一の試みであり、②はこの範疇に属する様々なタイプの列挙であって、両者あいまって団体標目の適用を明白に団体著者性を有するもののみ限定している。③はともかくとして④についてはこの種の著作を単純に団体著者の著作から除外するのが正しいとは言いきれない。⑤は著作のタイプによって団体著者を規定する企てであり、②とは別のタイプの列挙と見ることができる。さらに団体が著者であるよりは主題であるような著作に sought heading（利用者がそれにより検索する見込みが高いと想定される標目）を与えようとする試みと見することもできる。

結局、ゴーマンは第17条に含まれている諸基準には、根底となる理論とその表現が欠けていて、難解で適用に際して主観が入りがちであり、カタログガーの実務上の助けとなるものではなく、AACR1 は「どのような場合に団体を著者であると見なし得るのか？」との問題を十分解決していない、と総括する。最後に彼は、カタログガーにとって本条が曖昧と思われるときの補助となるように、と次のような指針を提示して、長い吟味を閉じる。

i) ある著作は、次の場合に団体著者性を有すると見なすことができる。(a)その著作が、

<sup>15</sup> 前掲注13 丸囲み数字を挿入したほか訳文を僅かに変更。

<sup>16</sup> この(1)と次の(2)は、以下の旧拙稿の一部を編集した。「ゴーマンと『英米目録規則』—ゴーマンの標目論とその影響—」『整理技術研究集録』2, 2000.3. p.8-9. shuroku2hুরুkawa.pdf (josoken.digick.jp) (accessed 2025/03/15)

明確にかつ曖昧でなく当該団体の公式な表明 (statement) である場合、または(b)その著作を執筆した個人 (単複) が、当該団体の活動を推進したり思想を表現したりするために、その行為主体 (agent) として行動している場合。

ii) その他の全ての著作は個人著者性を有すると見なすことができる。

## (2) AACR2 への歩み

ゴーマンは以上のような第 17 条に対する批判を抱いて AACR1 の改訂に乗り出したが、いうまでもなく改訂作業は彼を含む集団活動であり、その中における彼の軌跡だけを抽出するのは難しい。しかし彼の所説のうち、団体著者を著者性の混合している著作の中で初めて扱うのは不当である、との批判は、作業の初期に受け入れられ、それが AACR2 第 21 章冒頭に位置づけることにつながったと見られる。他方、同条の内容に対する批判は、作業過程でその域を越えて団体著者性の否定にまで行き着き、代わりに AACR2 に見るように団体名の下に記入するカテゴリーが規定された。そして彼もこれに積極的に同調している。この方針が決定されたのは、1976 年 5 月の AACR 改訂合同運営委員会 (Joint Steering Committee for Revision of AACR) の会合だったと伝えられる<sup>17</sup>。

## (3) AACR2 における団体の扱い

AACR2 の編集共同代表を務めたゴーマンは、同版完成後に次のように説明した。なお冒頭にあるヴェロナによる分析とは、AACR2 への改訂作業中に刊行された次の著作を指す。*Verona, Eva. Corporate Headings: Their Use in Library Catalogues and National Bibliographies: A Comparative and Critical Study.* 1975. xiv, 224 p.

ヴェロナによる団体の責任の明確な分析に触発されて、JSC は団体基本記入への根本的に異なるアプローチを取ることを決めた。これは、団体は個人と同じように著者であり得るという、伝統的な英米の観念は明らかに不合理であり、適用において多くの首尾一貫性のなさを招いた、という見方に基づいている。いったん団体著者の観念を放棄すれば問題の全体像は一変する。そのとき人は薄弱な (untenable) 理論の制約から自由に、団体基本記入が便利な事例もそうでない事例も見ることができる。この再評価の結果、基本記入にかつての単一の基本規則は二分される。個人著者を扱う第一 (21.1A) は基本的に我々の現在位置の再記載であり、第二 (21.1B) は、団体により責任刊行されたか、または責任刊行させられた、以下の出版物の [特定の] 種類 (中略) に対する団体基本記入を規定している。このようにして、団体著者性の混沌とした観念は、団体の責任 (corporate responsibility) の厳格な操作的定義 (operational definition) と、よく限定された事例を扱う際に適用しやすい規定 (a rule that, in dealing with well-defined instances, is easier to apply) で置き

---

<sup>17</sup> Carpenter, Michael. *Corporate Authorship: Its Role in Library Cataloging.* 1981. p.84.



換えられた<sup>18</sup>。

Cutter の『辞書体目録規則』第 45 条(「人々の団体は、その名称でまたは職権(authority)により出版された著作の著者と見なすべきである。」、および『英米目録規則第 1 版』第 1 条(「[...]著作(中略)は、著者である個人または団体の下に記入する。」)に体现された、一見素晴らしく人を惑わす魅力(glittering and delusive attraction)をもつ「団体著者性」の観念は、より厳密な団体の責任の観念を選んで(in favor of)放棄された。カッターの団体著者性の定義でさえあまり包括的ではなく(同上規則第 4 版 p.39-41 を参照)、しかも彼は、団体著者性を「図書館界の迷信」として述べる同時代人を引用している(quotes a contemporary as describing corporate authorship as a “library superstition”)。またパニッツィの規則は、団体基本記入をいくつかの特殊なケースに限定している(中略)。AACR2 の 21.1B2 に設定された、団体基本記入の 5 クラス(カテゴリー)への限定は、目録作業の明確化と、全図書館資料への基本記入に対する規定の適用とに関して、有益である<sup>19</sup>。

なお「図書館界の迷信」云々は、おそらく次の文献を指す。Fletcher, William I.

“Corporate Authorship.” *Library Journal*. 21, Nov. 1896. p.493-494.

### 3.3 ルベツキイによる批判

ルベツキイは当論に以下のように記す。AACR2 の用語集に “Author. See Personal author.” とあるのには驚かされる。団体著者性が細心に排除され、代わって恣意的なカテゴリーのリストが提示されている。これは AACR2 を海外に広く受け容れさせる為のように思われる(大意)。

また次のようにも記す。「ある著作を創造する個人がその著作の著者である、という事実には(中略)議論の余地はない。だが、著作の創造が著者性の単純で最高の決定要素であろうか。」(p.21) 図書館には著者と表示された他者のために、ゴーストライターが執筆した多くの図書がありしかも増加しつつある。

現実的に著者性の最高の基準は、実際に「自叙伝」[等]を執筆した者ではなく、著者として公式に表現され、おそらくその内容に対して全面的な責任を引き受けた者であることは、明白であるべきだろう。(It should be apparent that, realistically, the paramount criterion of authorship is not who really wrote the “autobiography” [ ... ] but who is formally represented as its author and, presumably, had assumed full responsibility for

---

<sup>18</sup> Gorman, Michael. “The Anglo-American Cataloguing Rules, Second Edition.” *Library Resources & Technical Services*. 22(3). Summer 1978. p.219. lrtsv22no3.pdf (accessed: 2025/03/15)

<sup>19</sup> Gorman, Michael. “AACR2 and Main Themes.” *The Making of a Code: The Issues Underlying AACR2*. pp.43-44.

its content [ ... ]) (pp.21-22)

これは 3.1(3)で筆者が彼の主著から引用した個所と酷似する。ルベツキイはさらに続ける。

この原理は明らかに個人と団体へ対等に適用可能であり、著者として個人と団体を対等に扱うことを要求もする。この原理はまた、「人々の団体は、その名称でまたは職権 (authority) により出版された著作の著者と見なすべきである。」と表現されたカッターの原理 (3.2(3)に既出) の基礎でもある。

そして彼は、カッターが「人々の団体は、その名称でまたは職権 (authority) により出版された著作の著者と見なすべきである。」(既述) と規定した一文中の、「その名称でまたは職権 (authority) により出版された著作」を、「人々の団体がおそらく正式にその内容に対して責任を引き受けた著作 (works for the contents of which they have presumably formally assumed responsibility)」と読み替えるのである<sup>20</sup>。

その上で彼は次のように結論づける。

カッターの原理は挑戦を受けることなく、彼は原理の根拠と実務上の価値を説得的に議論した (argued persuasively)。当原理は英米の目録法を支配し海外でも認識されるようになった。この価値ある原理を放棄することは、観念上の惨めな誤審 (miscarriage of ideological justice) である。(p.22)

### 3.4 私見

かつて筆者はある研究者仲間から、記述と標目という異分野を一括して「記述目録法」と称していることに違和感を覚える、との意見を聞かされ、それに同感する思いを抱いた記憶があるが、ルベツキイにならって基本記入標目決定の根拠を責任表示の表現に求める立場を選ぶならばこの思いは消失し、記述目録法が一体感を有する領域であることが納得できる。

それはさておき、ゴーマンの否定論はよく考え抜かれルベツキイの肯定論より緻密であるように思える。それでも筆者はゴーマンに同意できない。その理由には内在的なそれと外在的なそれとがある。

内在的な理由として、団体著者性を完全否定すると、例えばある団体が責任刊行した自身の活動報告という、当該団体が確実に著者であるとししか考えられず、かつ利用者の多くは当該団体名から検索する、とししか想定されない著作まで、書名の下に記入されてしまうことである。あたかも虹の赤色と黄色との間を確定できないからとの理由で、虹の赤色の存在を否定するような論法であり認められない。

外在的な理由として、目録のように不特定の人々が予備知識なしに利用する類いのツー

---

<sup>20</sup> 原文中の“they”は “bodies of men”を指す。

ルは、社会の常識に随順すべきであることである。おそらく主要先進国の著作権法が法人の著作者であり得ることを認めているのをよそに<sup>21</sup>、ひとり目録関係者だけがいたずらに議論を重ねたあげく、常識に背を向け団体著者性を否定してどうするのだろうか。AACR2 公刊後ほどなく異論が現われ<sup>22</sup>RDA2010 がこれを復活させたのは妥当である。ただしその理由を明らかにしないのは残念である。

ところで、AACR2 が規定した、団体を基本記入標目に選択するカテゴリーは、余りにも少なすぎるのではないだろうか。カタログガーは適用細則を作成して累積し、これら以外にカテゴリーへ引き上げるものを見出す努力を惜しんではならない、と筆者は思う。

ゴーマンは「標題紙において、団体名が“by”のみによって先導されていたり著者として表示されていたりすることは滅多にないからである。」(既述) というが、何も責任表示を by (またはその同義語) や役割表示に先導される表現だけに限定することなく、情報源における団体名单独の表示や、出版者表示における「Published for [団体名] by [出版者名]」という定型中の団体名も、責任表示に準じるものと見なしてよいと考えられる。

#### 4 逐次刊行物

当論最後の論点である逐次刊行物は、団体が責任刊行する (issue) ものの比率が極めて高いため、先の団体著者という論点と明らかに通底している。また逐次刊行物の目録法上の厄介な特徴は、識別困難な「紀要」「報告」等の一般的なタイトル (generic title) が多いことである。

先へ進むのに先立って、ルベツキイが関与した AACR1 (北米版) で逐次刊行物を扱った第6条から、団体により責任刊行された (邦訳では「団体発行の」) 逐次刊行物に関する部分 (同条 B) の骨格を取り出して、掲示しておきたい。以下の通りである。

1. 雑誌 (periodical)、モノグラフ・シリーズ、逐次刊行される書誌・索引・ダイレクトリー・伝記辞典、年鑑は、誌名の下に記入する。  
例外：誌名中に団体名が含まれている場合と、誌名が一般的な (generic) 語のみから成る場合は、団体名の下に記入する。
2. その他は、団体名の下に記入する。

##### 4.1 逐次刊行物というカテゴリー

---

<sup>21</sup> 日本の場合は次の通り。「法人その他使用者 (中略) の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物 (中略) で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」(著作権法 第15条)

<sup>22</sup> 例えば次の文献がある。Spalding, C. Sumner. “The Life and Death(?) of Corporate Authorship.” *Library Resources & Technical Services*, 24(3). Summer 1980. pp.195-208. lrtsv24no3 (1).pdf (accessed: 2025/03/15) 参考：石山洋「団体著者の墓碑銘の前に」『図書館学界年報』26(3) 1980.9. p.136. 図書館学会年報 26-3 (accessed 2025/03/15)

この骨組みを見て我々は意外の感を覚える。なぜならば AACR1 における標目の部全体の枠組みが、これ以前の目録規則における出版物の種類による区分から、著者性の状態による区分へ転換したにもかかわらず、ここではともに非著者性の区分である出版物の種類（雑誌等とそれ以外）および誌名によって、条文が構成されているからである。そもそも「逐次刊行物」自体が、著者性の状態による区分ではなく刊行形態による区分である。このような規定は CCR に遡っても “Serials” と題する条（第 71-72 条）があつて趣旨も同一である。したがってルベツキイ個人の案が改訂組織内の委員の賛同を経て、AACR1 の第 6 条 B が生まれたと思われる。ところが AACR2 において、一転、基本記入標目に関して、逐次刊行物を対象とする独立の規定は廃止された<sup>23</sup>。

では、彼が当論においてこの転換をどのように批判したかを追ってゆく。まず彼は上掲枠内の「1」が「逐次刊行物の型のリスト」であると認めた上で、「だがこの規定が悪いとしても、少なくとも次に続く「例外」にはその名誉回復を果す実務的価値がある。(But if the rule is bad, at least the “exception,” which follows it, is of redeeming practical value.)」という (p.22)。そしてこれが Journal、Bulletin 等の総称的タイトルの増大を防止する役割を果しているという。他方 AACR2 は団体著者性の原理を放棄するばかりか、団体下の記入を僅かなカテゴリーに限定し総称的タイトルを増大させていると非難した。

AACR2 への改訂組織は、逐次刊行物が出版物の型であつて目録規則は著者性の状態に応じて規定を立てるとの原則に照らして、AACR1 まで存在した専用の条項を排除したのである。だがルベツキイは、逐次刊行物を出版物の型であるのみならず、一種の著者性の状態でもあると見て、AACR2 における措置を「健全な原理の誤用 (misapplication of a sound principle)」と非難した (p.23)。

#### 4.2 逐次刊行物の誌名

彼は次のようにまとめる。逐次刊行物は定義上、終期が不確定のまま継続することが意図され (is intended, by definition, to be continued indefinitely)、それに責任を有する個人や団体が交替しがち (subject to) なため、一般にタイトルの下に記入する。しかしながら交替しない場合もある。それは当該逐次刊行物に責任を有する個人名・団体名を包含するタイトルの場合である (例えば、*I. F. Stone's Newsletter*、*Library Association Record*)。この場合は改題を伴わずに他の個人・団体が交替するのは不可能であり、他の責任刊行団体が交替するのも不可能なので、他のあらゆる著作と同じく特定の個人・団体の下に記入すべきである (交替するときには必ず改題が生じ、したがって新しい逐次刊行物の成立と見なされる) (p.23)。

重複するけれども、小文の冒頭近くで触れた AACR1 成立後に開催されたワークショップ

---

<sup>23</sup> Carpenter, Michael. “No Special Rules for Entry of Serials.” *Library Resources & Technical Services*, 19(4). Fall 1975. p.327-332. lrtsv19no4 (4).pdf (accessed: 2025/03/15)

プに参加し、質問者に答えたルベツキイ自身の言葉を紹介しよう。

逐刊の場合、‘著者’が変わるのが相場です。というのは各巻ごとに編者が変わるのが普通だからです。逐刊に統合性を与えるのは編者よりむしろ書名です。団体の名称またはそれを意味する頭字（ママ）が逐刊の誌名の一部になっている時があります。こんな時、その団体はすでにその誌名と切り離せなくなっているのです、それが変わることはありません。その逐刊を別の団体が引き継ぐことは十分ありえますが、そんな時、例えば、*ALA Bulletin* とは呼ばれないでしょう。そうなれば別の誌名を持つと思いますし、その誌名のもとに記入しなければならないでしょう。しかし団体名が誌名の一部をなしている限り、誌名と結びついている団体は著者という関係で示してあります。ですから、その逐刊は著者とみなした団体の名称のもとに記入すべきです<sup>24</sup>。

ルベツキイは、AACR2 下にあつては、団体名を含む誌名の逐次刊行物さえ、特定のカタログに収まらなければ書名記入されてしまう、と批判するのである。

#### 4.3 交替著者性と擬似逐次刊行物

逐次刊行物を論じた最後のパラグラフで、ルベツキイの批判は最高潮に達する。「極めて良くない 一実に殆ど信じがたい — (What is much worse—indeed almost incredible)—」と始まるのは、AACR2 の次の個所を評する言葉である。「逐次刊行物の基本記入が個人標目もしくは団体標目のもとに作成されている場合で、当該逐次刊行物に責任を有する個人もしくは団体を変更したとき」「新しい記入を作成する<sup>25</sup>。」(21.3B) 彼は続ける。

これは明らかに、単に単純に書名記入が必要なだけの逐次刊行物の上に、根拠なく犯された書誌的不正行為 (This appears as a case of bibliographical malpractice, perpetrated unwarrantedly on a serial [...]) の一事例である。この改訂は、殆ど AACR1 における逐次刊行物を対象とする誤った条文に対しての改善 (hardly an improvement on the faulty rules for serials in AACR1) ではない。(p.23)

一読して語調の強さに驚かされるとともに、文中の「AACR1 における逐次刊行物を対象とする誤った条文」との個所に接すると、これは一体どういうことか、ルベツキイは AACR1 構築の最高責任者ではなかったのか、との不審の思いをも禁じ得ない。この不審を払拭するには当論では言及されていない過去に遡る必要があり、実は CCR には既出の“Serials”と題する条 (第 71-72 条) と別に、遙か前の第 5 条に “Work of Changing Authorship (交替

<sup>24</sup> 高野彰訳編「AACR (英米目録規則) の疑問点」『現代の図書館』8(2), 1970.6. p.84. 原文: *New Rules for an Old Game: Proceedings of a Workshop ...* p.65.

<sup>25</sup> 前掲注 5 の訳文の語順を入れ替えた。

著者性の著作)”という規定がある。その本文と例示の各抜粋を示す。

ときにまたは通常、次々と異なる編纂者または編纂者により準備され、連続する版で責任刊行される著作（ダイレクトリー、百科辞典、ガイドブック、便覧、「標準的な」レファレンス著作など）は、その誌名の下に記入し（中略）

Directory of American Scholars: a biographical directory, edited by Jacques

Cattell ... 3d ed. ...

Encyclopedia Americana. Editor in chief, A. H. McDannald. 1947 ed. ...

Guide to reference books. 7<sup>th</sup> ed., by Constance M. Winchell ... Based on the

Guide to Reference Books, sixth edition, by Isadore Gilbert Mudge ...

この規定は、CCR 内の逐次刊行物に関する規定と正反対に、AACR1 には例示の一部しか採用されなかった（後述）。それを反映してか当論でも *changing authorship* の語は姿を見せない。以下に引用する、ワークショップにおける、ルベツキイの事前の説明（訳編者による概要）と、参加者からの質問への回答には、彼の不満の思いが滲み出ている（引用文中の「百科辞典」と2つの書名については、上掲枠組み内の例示を参照）。

[...] 百科辞典などはさまざまな編者によって逐次に出されることがよくある。これでは継続して出る諸版は諸編者記入となり、各版が分散してしまう。それゆえこういった著者性の時は書名基本記入にすべきである。（中略）[...] 不幸にして AACR[1]にはこれを処理する適当な規則がない。そのため第4条の例示で *Directory of American Scholars* のある版は書名記入、ある版は編者記入という結果を招いている。この点についての適切な処置が必要なことはこれでわかると思う<sup>26</sup>。

*Guide to Reference Books* はすでに何人かの編者の手になっています。そして今後も継続し続けるたぐいの出版物として確立しているといえるでしょう。私の草案 CCR では書名記入すべき作品例として引用してあります。ただその引用場所は著者性が変わる場合に適用する規則 [即ち第5条 *Work of Changing Authorship*] のところであって、逐刊用の規則のところではありません。AACR[1]ではこの種の作品は各編者記入になるでしょう。各版が一か所に集まる書名記入（中略）にしないで、ある版は Mudge、別の版は Winchell 記入等とする方法に私としては納得できません。この種の作品全体を考えたとき、書名記入をする主な理由は一つの出版物が別の出版物の主題になることがあるためです。*Guide to Reference Books* の諸版を編者記入した時、*Guide to Reference Books* に関する作品の件名標目はどうなるでしょう。ここに含まれている問題点とはこのことであり、考えてみる価

<sup>26</sup> 前掲注 24 p.76. 訳文の一部を変更。 原文： *New Rules for an Old Game: Proceedings of a Workshop ...* p.26.

値のある重要な問題だと思います<sup>27</sup>。

当論の「この改訂は、殆ど AACR1 における逐次刊行物を対象とする誤った条文に対しての改善ではない。」の個所で、ルベツキイはこのような論拠によって AACR2 のみならず AACR1 をも批判したのである。なお *Guide to Reference Books* の AACR1 における扱いについては同第 14 条「改訂者か原著者か」B の例示を参照。

ちなみに、CCR における交替著者性の著作の例として挙げられた、単行書とも逐次刊行物ともつかない資料を包括する名称とその定義について、ルベツキイ以前にオズボーン (Osborn, Andrew D., 1902–1997) が次のように記している (筆者には邦訳困難な個所があるので原文のままとする)。

### **Pseudoserials**

A pseudoserial is a frequently reissued and revised publication which quite properly may be, and on first publication generally is, considered to be a monograph. After it has been reissued several times, however, it may conveniently be regarded as a serial, no matter whether the library keeps merely the latest issue or a back file as well. Commonly the serial numbering for pseudoserials must be taken from the edition statement or the date of publication.

*The Guide to Reference Books and Periodicals for Small and Medium-Sized Libraries* are examples of potential or actual pseudoserials<sup>28</sup>.

これに基づくと思われるが、ある邦語文献には次のような用語と定義が見られる。「擬似逐次刊行物」、「職員録、興信録類のように、本来単行書として刊行されても、改訂版が逐次重ねられるうちに逐刊としての性格をあわせたもの<sup>29</sup>」これに従って小文では「擬似逐次刊行物」との邦訳を使用する。

#### 4.4 CCR および AACR1 の逐次刊行物関連の規定に対する反響

前節で取り上げた CCR と AACR1 の条文には批判が多い。それらのなかでも特に注目されるのは、両者公開の中間に行なわれた調査の結果報告 (1963 年公刊) である。当該調査は、報告邦訳者たちの言から察すれば、目録を意識しない論文執筆者達の引用形式中の、標目に相当する要素 (authorship element) と、目録の標目との差異が大きい規定を抽出しよ

---

<sup>27</sup> 前掲注 24 p.83. 原文 : *New Rules for an Old Game: Proceedings of a Workshop ...* pp.63-64.

<sup>28</sup> Osborn, Andrew D. *Serial Publications: Their Place and Treatment in Libraries*. 1955. p.18. Serial publications : their place and treatment in libraries (accessed: 2025/03/15)

<sup>29</sup> 日本図書館協会情報管理委員会雑誌分科会編『学術雑誌—その管理と利用—』1976. p.22.

うとする企てである。その中に次の一文がある。

[...] “逐次版を重ねて刊行され” かつ “編者の変る” 編さん物は書名のもとに記入するという規定のために、サンプル中のいくつかの出版物の標題紙上にある著者表示を尊重することができず、これらの著作の引用のされ方と一致しなかった<sup>30</sup>。

CCR の交替著者性の規定が AACR1 に採択されなかった一因は、この指摘にあるのではないだろうか、とも察せられる。この他、AACR1 成立後ではあるが CCR に対して、次の批判もあった。

[*Guide to Reference Books* の] 刊行の経歴を知らず、しかも [最新の] 7 版の著者が Winchell であることを知っている利用者が、書名記入によって当惑するとしても無理はない<sup>31</sup>。

何れも書名記入は利用者の検索傾向に沿わないという見解である。また誌名の形の規定についても疑問が示されている。例えば、Library Association との関連が極めて近似している *Library Association Record* と *Journal of Librarianship* が、一方だけ団体名が標目となるのは、個人団体の著作の集中という目録の基本的目的に合致しないと指摘する<sup>32</sup>。なお筆者が気付いた例では、既出の *ALA Bulletin* が *American Libraries* という団体名を含まない誌名へ改題された。

#### 4.5 私見

AACR2 が逐次刊行物専用の条項を廃止したのは妥当と考えられる。AACR1 における個人著作に関する一般原則と、個人雑誌等に関する規定との重複がそれを端的に物語る。また誌名の形に関する規定は不要であるばかりか、具体的な指摘があるようにときに論理的な不整合を生じさせる。

擬似逐次刊行物は、新版が出れば即座に旧版は使い捨て同然になり、顧みられなくなるのが、偽らざる実態であろう。Winchell 版の登場により Mudge 版は、利用者の関心の範囲外となったと見るべきではないだろうか。カタログガーが線と把握しようとも、利用者にとって

---

<sup>30</sup> Tate, Elisabeth L. 著 森耕一, 坂本徹朗訳「基本記入と文献引用形式—改訂目録規則の検定—」『現代の図書館』1(3), 1963.9. p.140. 原文: “Main Entries and Citations: One Test of the Revised Cataloging Code.” *Library Quarterly*, 33(2). April 1963. pp. 172 191.

<sup>31</sup> Tait, James A. *Authors and Titles: An Analytical Study of the Author Concept ...* 1969. p.98.

<sup>32</sup> Gorman, “The Current State of Standardization in the Cataloging of Serials.” *Library Resources & Technical Services*, 19(4). Fall 1975. p.304. lrtsv19no4 (2).pdf (accessed: 2025/03/15)



は各版が点なのであり、点の間を参照（関連）の糸でつなげば済むことである。交替著者性は集中機能の過度の重視の産物であり、これを導入しなかった AACR1 の方針は正しい、と筆者は考える。

## 5 結論部分

末尾に近づいてルベツキイは、AACR2 は妥協の産物であり、その結果これ以前の規則と根本的に異なっている、との趣旨を次のように述べる。

[...] 目録委員会の様々なメンバーの異なる考え (thoughts) を反映して、AACR2 は、多様な見方や観念および政治的、技術的、観念的な目的の企図された (attempted) 妥協ではあるものの、図書館利用者に奉仕すべく設計された健全な目録の要件に基づく、首尾一貫したイデオロギーの影響を受け付けない (unsusceptible to) 妥協を表現している。そしてここに、AACR1 と AACR2—またはこの件に関しては、AACR2 と旧来の英米目録規則すべて—との間の根本的な相違が横たわっている。(p.24)

そして当論は次のように結ばれる。ここで筆者は、原文中の “it was suggested that” は “it is suggested that” の誤りであり、能動文へ変換した場合の主語はルベツキイであると判断して、それに基づき訳した。ご叱正を乞う。だがどのように訳すにせよ、この部分が「激語」を含むことは明らかである。

AACR2 は（中略）AACR1 の改訂として始まりながら、AACR1 の特徴、特性、および[...] 完全性 (integrity) を欠く変形された規則として終わった。[私は] AACR2 を適用するには現行の目録を閉じるべきであり、目録作業の新時代のために AACR2 を使用して新奇に目録を開始するよう提案[する] (To implement AACR2, it was suggested that our existing catalogs should be closed, with AACR2 used to begin new catalogs for a new era in cataloging)。それは信じがたい展望である。もし起きるならば (Should it come to pass)、それは嘆かわしく歴史的で (historical) 極めて経費を要する誤謬となり、かつ英米目録作業の進歩に対する恐ろしい妨害 (a dire setback to the progress of Anglo-American cataloging) となるだろう (will prove)。(p.25)

ここまでに引用した個所以外の当論の文面では、“aberration” または “digression” という単語が目にとまる。どちらも「逸脱」の意味であり、何からの逸脱かと言えば、ルベツキイが英米目録法の良き伝統と評価する理論であり実務である。当論で彼は、AACR2 が如何にそれらから逸脱してしまったかを力説して止まなかったのである。

## おわりに

ルベツキイに強く批判された AACR2 の主導者ゴーマンについては、彼はまた彼で FRBR モデルや RDA に対して極めて否定的でありこれらのある意味で逸脱と見ている<sup>33</sup>。この事実の前に筆者は複雑な思いを禁じ得ない。そして我々は改めて激動の時代に生きているのだと認識する。この状況下にあって、進歩史観よろしく後発の主張を次々に追認する安易な態度を取るわけにも行かず、さりとして対立する主張どうしを止揚し統合する理論を提示することも能わない筆者のような者は、個々のテーマやトピック別に、どの個人やどの目録規則に対しても是々非々の立場を取る他はない。ルベツキイに即して言えば、団体著者については彼を支持し逐次刊行物については AACR2 を支持する。いずれにせよ彼の言説が目録史上の重要な指標の一つであり、その理解を深めることが目録の今後の的確な改善への道であることは確かである。

(ふるかわ はじめ)

2025年4月9日受理

---

<sup>33</sup> Gorman, Michael. *RDA: The Coming Cataloguing Debacle*. 公開日付不明. 7p. RDA: THE COMING CATALOGUING DEBACLE (accessed: 2025/03/15)